

令和7年3月

福祉局高齢福祉課

神戸市紙おむつ支給事業申請書 よくある質問

1 対象者

生活保護受給中の方

→本事業の対象外です。担当のケースワーカーにご相談ください。

課税の方

→ご本人が非課税でも、同じ世帯に課税の方がいれば対象外になります。

申請書の「4.利用者の住民票上の世帯構成員」は、必ず世帯員全員の記載をお願いいたします。

施設に入所中の方

→本事業の対象外です。ただし、在宅型の施設に入所されている方はご利用できます。
対象かどうかわからない場合は申請前にご相談ください。

入院中の方

→入院中の申請は対象外です。退院してご自宅に戻られてから申請してください。

来月から要介護4・5になる方

→申請日時点で、要介護4・5の方が対象です。要介護4・5になった認定日以降の日付で申請してください。

2 申請者

申請できるのは、「民法第725条に定める親族の範囲の者」です。

民法上の家族が神戸市内におらず、内縁関係のご家族のみがおられる場合は、本人申請をしてください。

3 その他

・高齢福祉課への到着日によって利用券の金額が変わりますのでご注意ください。

・申請書及び申請用封筒については、令和6年度分より送付を行っていません。

申請書・宛先ラベルは神戸市ホームページよりダウンロードして申請してください。

お手持ちの封筒に宛先ラベルを貼るか、申込先を記入し、切手を貼って送付してください。

・利用者が①亡くなった場合、②市外に転居した場合、③入院・入所した場合、④要介護3以下になった場合、⑤生活保護等の受給を開始した場合は、利用券を使用できません。

この際、利用券の返却の必要はありません。

・令和6年度から申込先・お問い合わせ先を、福祉局介護保険課から高齢福祉課に変更しています。